

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県企業局管理規程第 1 号**

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第 8 条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関するものを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p> <p>1 直 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで</p> <p>2 直 午後 4 時30分から翌日の午前 9 時まで</p> <p>（2）勤務は、別に定める勤務割によることとし、</p> <p>1 週間当たりの勤務時間は、<u>38時間45分</u>（ただし、地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>（3）休憩時間は、勤務時間の途中において 1 時間、別に定めるところにより与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</p>	<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第 8 条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関するものを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p> <p>1 直 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで</p> <p>2 直 午後 4 時から翌日の午前 9 時まで</p> <p>（2）勤務は、別に定める勤務割によることとし、</p> <p>1 週間当たりの勤務時間は、<u>40時間</u>（ただし、地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</p> <p>（3）休憩時間は、勤務時間の途中において 1 時間、別に定めるところにより<u>交替</u>に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</p>

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。